

1. 趣 旨

我が国の沖合域において、国が漁場整備を実施することにより、当該海域の水産資源の生産力を向上させ、水産物の安定供給の確保を図る。

2. 要 件

- ① 排他的経済水域において、
- ② 漁業法に規定する特定水産資源(TAC魚種)*であって、
- ③ 保護措置が講じられているものを対象とし、事業による著しい効果があると認められるもの。

* TAC魚種: 計8魚種(くろまぐろ、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか、ずわいがに)

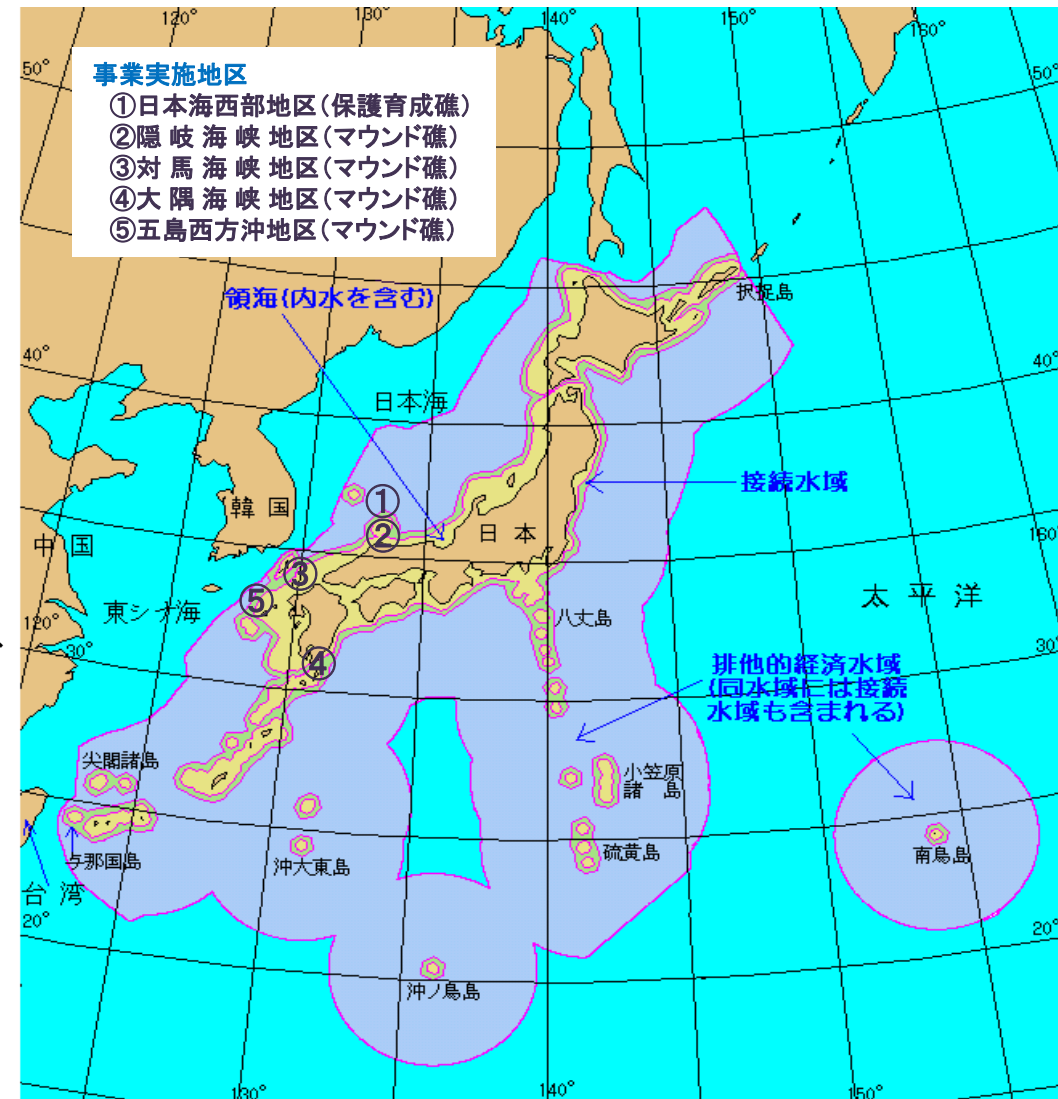
* 令和2年12月1日の改正漁業法施行前に着手したものは、TAC魚種に加えTAE魚種(あかがれい、いかなご、さめがれい、さわら、とらふぐ、まがれい、まこがれい、やなぎむしがれい、やりいか)も事業の対象

3. 事業実施主体 国

4. 負担率 国3／4、都道府県1／4

5. 事業実施地区

- ① 日本海西部地区(あかがれい・ずわいがに) 平成19年～
- ② 隠岐海峡地区(まいわし・まさば・まあじ) 平成25年～
- ③ 対馬海峡地区(まあじ・まさば・まいわし) 平成29年～
- ④ 大隅海峡地区(まさば・まあじ・まいわし) 平成29年～
- ⑤ 五島西方沖地区(まあじ・まさば・まいわし) 平成27年10月完成

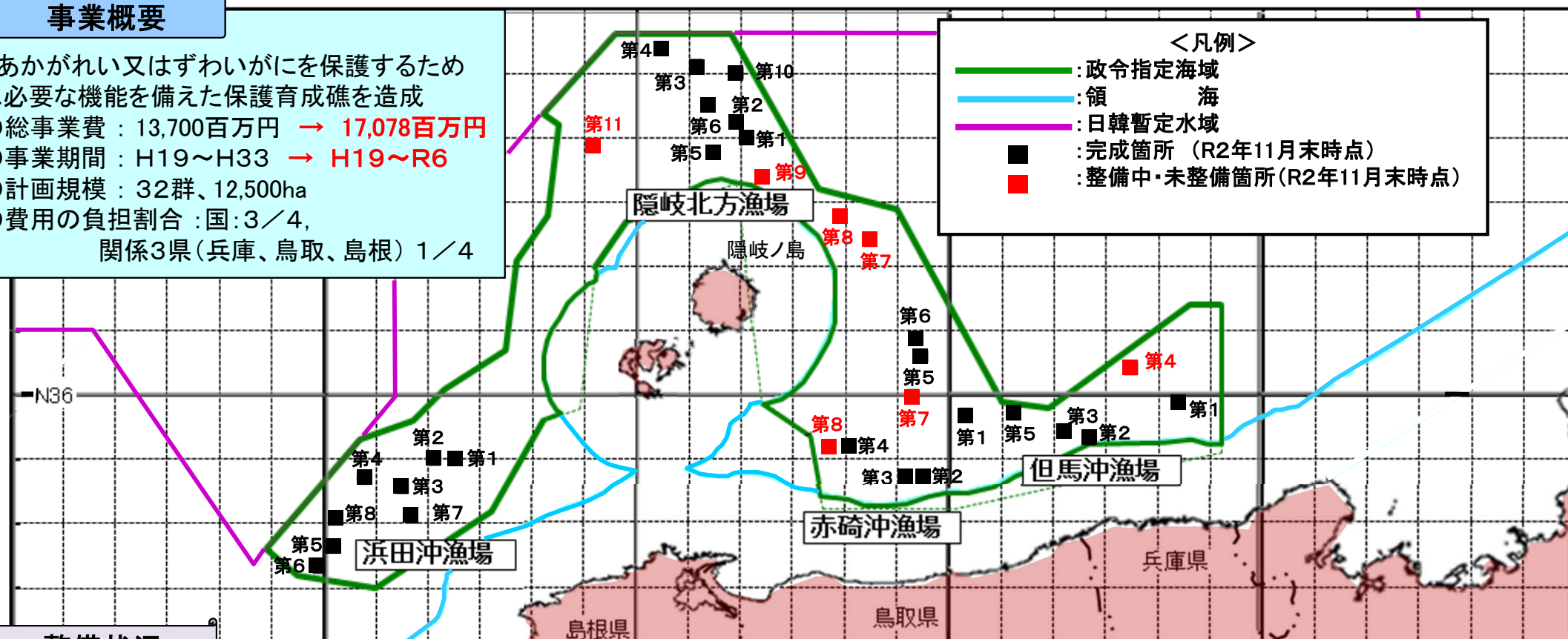


～日本海西部海域における、あかがれい・ずわいがに資源の保護・増大～

事業概要

あかがれい又はずわいがにを保護するために必要な機能を備えた保護育成礁を造成

- 総事業費：13,700百万円 → **17,078百万円**
- 事業期間：H19～H33 → **H19～R6**
- 計画規模：32群、12,500ha
- 費用の負担割合：国：3／4，関係3県（兵庫、鳥取、島根）1／4



整備状況



コンクリート製魚礁



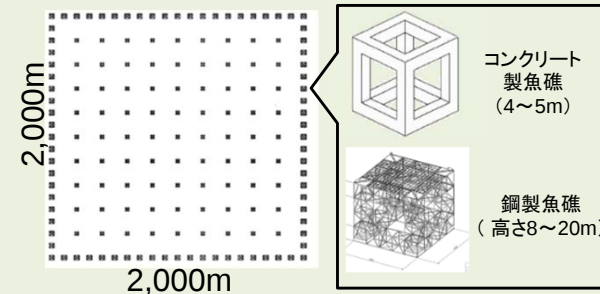
鋼製魚礁



保護育成礁内に生息するあかがれい(左)とずわいがに(右)



【1群の保護育成礁のイメージ】



2,000m×2,000mの区画の中に複数のコンクリートと鋼製の魚礁を設置

日本海西部地区 特定漁港漁場整備事業計画変更書(案)の概要
(現計画からの主な変更点)

1 変更理由

- (1) 事業施行海域の気象・海象状況が想定より厳しく海上工事にかかる費用が増加したこと及び資材・労務単価が上昇したことにより計画事業費の増加を要する。
- (2) 当初、保護育成礁の構造をコンクリート製魚礁で想定していたが、一部を餌料培養効果の高い鋼製魚礁に変更することとした。鋼製魚礁の製作にはヤードの制約があるため、製作にかかる期間が長くなることから、計画期間を3年延長し令和6年度とした。

2 変更後の目的

- ・変更なし

3 変更後の施行に係る区域及び工事に関する事項

- (1) 変更後の区域に関する事項
 - ・区域については変更なし
 - ・ずわいがに及びあかがれいの漁獲動向について最新情報を掲載
 - ・整備対象漁場で操業する漁船の許可隻数について最新情報を掲載
- (2) 変更後の工事に関する事項
 - ・施設の規模及び配置については変更なし
 - ・完了予定時期を平成33年度から3年延長し令和6年度に変更

4 変更後の事業費に関する事項

- (1) 計画事業費
 - ・137億円から171億円へ変更
- (2) 都道府県の負担割合
 - ・都道府県の負担割合については変更なし

5 変更後の効果に関する事項

- ・計画事業費、完了の予定時期の変更に伴い費用対効果分析を再実施
(総便益額B：723億円、総費用額C：195億円、費用対効果B／C：3.71)

6 変更後の環境との調和に関する事項

- ・変更なし

7 変更後の他の水産業に関する施設との関係に関する事項

- ・他の水産業に関する施設について最新情報を掲載

特定漁港漁場整備事業計画変更書（案）

1 変更理由

変更理由

事業施行海域の気象・海象状況が想定より厳しく海上工事にかかる費用が増加したことや資材・労務単価の上昇等により事業費が増加するとともに、魚礁製作ヤードの制約により工事の完成年度を3年延長し令和6年度とする必要が生じた。このため、日本海西部地区の特定漁港漁場整備事業計画を変更するものである。

2 変更後の目的

目的

(1) 地域の特徴

日本海西部の海域は、対馬海峡東側から続く陸棚が広がる地形を有し、特に兵庫県・鳥取県・島根県にかけて広がる山陰沖は、隠岐諸島から北側に延びる隠岐海脚をはじめとして本州沿岸域と平行する水深200m以浅の広い陸棚を形成している。

また、この陸棚の沖合は対馬海盆、大和海盆に至る水深1,000m以上の急峻な地形となっている。

当該海域は、このように変化に富んだ地形を有し、日本海固有水のほか、日本列島沿いに北上する対馬暖流の影響によりあかがれい・ずわいがにをはじめとして、まいわし、まさば、まあじ、ぶり等様々な魚種の好漁場となっている。

(2) 水産業の沿革と現状

日本海西部の海域で営まれている指定漁業は、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、日本海べにずわい漁業である。また、特定大臣許可漁業としてずわいがに漁業がある。

当海域の沖合底びき網漁業の主要な漁獲物であるあかがれいは1981年の時点で8,000tであった漁獲量が、1990年代になると1,000t台に激減した。ずわいがにには1950年代後半から1970年代初頭まで10,000t以上の漁獲量を維持していた時代を高水準期とすると、1970年以降の沖底の資源密度指数の変化から、現状の資源の回復状態は雌で1970年の約1/2、雄で1/3の水準にある。こうした状況から、国は「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画」を平成14年9月に公表し、あかがれい・ずわいがにを対象とした資源管理に努めてきたところであり、平成23年4月以降は、漁業者、研究機関、行政が一体となった新たな資源管理体制として、資源管理指針及び資源管理計画の下、一定期間の休漁、操業区域の制限など、資源管理に努めている。

(3) 漁港漁場の沿革と役割

日本海西部の海域においてあかがれい・ずわいがにを対象とした漁場整備は、兵庫県により1989年から1996年にかけて3,800ha、2005年から2006年にかけて400haの保護礁を合計4,200ha、鳥取県により1992年から2000年にかけて合計11,000haの保護礁等が設置されている。

このような状況のもと、同海域の排他的経済水域については、沖合漁業の主要な漁場となっていることから、同海域における水産資源の増大を図るため、漁場整備の推進が喫緊の課題となっている。

(4) 当該事業計画の目的

あかがれい・ずわいがにについては、資源管理指針及び資源管理計画に基づき、①保護礁の設置、②保護区の拡大、③分離網による漁獲物選別（あかがれい小型魚及び漁期外のずわいがにの漁獲回避）等の措置を行うことにより、あかがれい・ずわいがにの資源を増大させることとしている。

沖合海域の水産資源の悪化等の状況にかんがみ、排他的経済水域のうち、漁場整備の効果が高いと考えられる日本海西部の海域において、国が実施主体となり、資源回復の取組と連携して、保護育成のための措置を緊急に講ずる必要のあるあかがれい・ずわいがにを対象に漁場整備を実施するものである。

3 変更後の施行に係る区域及び工事に関する事項

(1) 変更後の区域に関する事項

イ 区域名

区域名	日本海西部地区
-----	---------

ロ 事業計画区域

事業計画区域	漁港漁場整備法施行令第1条の2に掲げる海域
--------	-----------------------

ハ 変更後の位置図

位置図



二 当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

(1) 現状と課題

① 対象種（あかがれい・ずわいがに）の分布と生態

日本海におけるずわいがにの分布は、日本海を環状にとりまく陸棚の縁辺部と日本海中央部の大和堆の、ほぼ200～500mの範囲に及ぶ。これより深い水域には近縁のべにずわいがにが分布し、分布が重なる水深帯では両種の交雑固体が出現する。甲幅80mm程度以下で未成熟の個体は、雌雄による分布の違いはほとんど見られない。雌の成熟脱皮とそれに続く初産は、ごく限られた比較的浅い水深（海域によって異なる）で集中して行われることが知られる。成熟後は雌雄で分布の中心となる水深が異なり、260～300mを境にしてより浅い水深では雌がにが、より深い水深では雄がにが、それぞれ卓越して分布する。

ずわいがにの産卵期・産卵場は、雌が初産か経産かで異なる。初産の雌は水深225m前後の海域で成熟脱皮直後に交尾し産卵（腹に卵を抱く）する。産卵期は6～7月で、約1年半後の2～3月に水深250m前後の海域を中心に腹に抱いた卵を放出（孵化）する。

ずわいがには、底生生物を主体に、甲殻類、魚類、いか類、多毛類、貝類、棘皮動物等を捕食する。未熟な小型個体はげんげ類、かれい類、ひとで等に捕食される。

一方、日本海におけるあかがれいは、底層水（日本海固有水）の影響を受ける水深帯に分布し、成長段階に応じた浅深移動を行うとともに、成魚は季節的に水平及び浅深移動を行う。本種は2-4月に水深180～200mに産卵場を形成し、産卵期終了後もしばらくは産卵場付近に留まるが、6月下旬頃より深場への移動を始める。夏季の若狭沖では雄成魚は水深200～300mに、雌成魚は水深300m台に分布の中心がある。晩秋になると、深場から浅場（産卵場）への移動を始める。

あかがれいは雄240mm、雌360mmで全ての個体が成熟すると報告されており、産卵場は2-4月に分布域の最も浅い場所（水深180-200m付近）に局所的に形成される。繁殖期間中、雄は性的活性を長く保ち、長期間産卵場に留まる。一方、雌は水深250m前後から順次産卵に加わり、産卵後速やかに220m以深に移動するため、産卵場では常に雄が多く分布する。

あかがれいは、浮遊期に珪藻やかいあし類幼生などの小型プランクトンを捕食する。着底後は年間を通してくもひとで類を捕食する。しかし、おきあみやほたるいかもどき類等のマイクロネクトンが多くなる季節は、これらを選択的に捕食する。あかがれい幼稚魚の捕食者についての知見は得られていない。日本海の通常の生息域では、あかがれい成魚の捕食者はいないと考えられている。

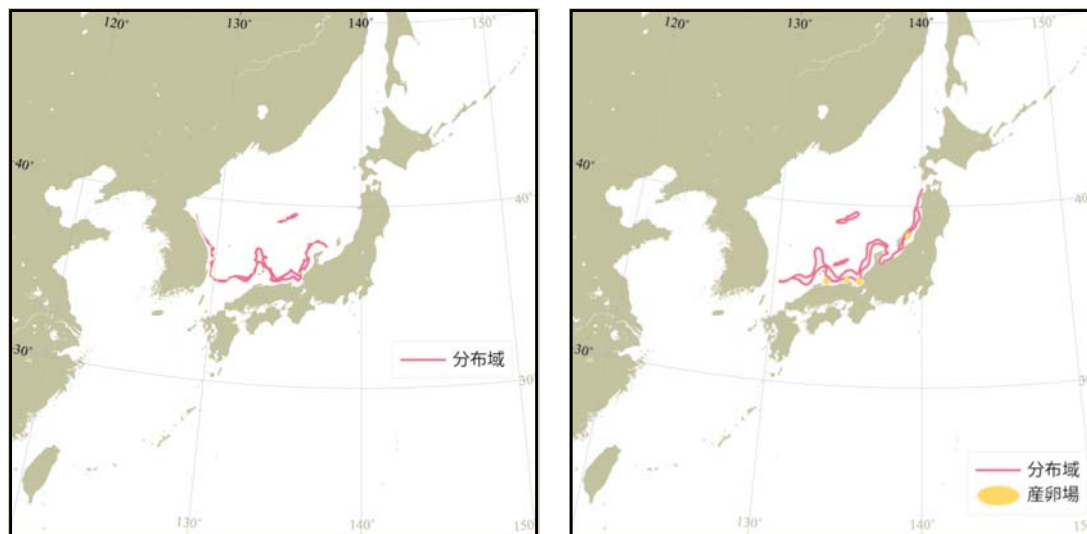


図.1 対象種の分布図（左：ずわいがに、右：あかがれい）

資料：令和元年度ズワイガニ日本海系群A海域の資源評価、令和元年度アカガレイ日本海系群の資源評価

②漁法と漁獲動向

日本海西部地区におけるずわいがにを対象とした漁業は、沖合底びき網漁業が主体であり、島根県では小型底びき網、簗漁業でも漁獲される。なお、沖合底びき網漁業は、兵庫県、鳥取県では1そうかけ回し、島根県では1そうかけ回し及び2そうびきである。漁獲量は戦後漁業の回復とともに増大したが、1970年を境に急激に減少し、1988～1993年には2,000tを割り込む水準となった。その後回復傾向に転じ、2007年には5,000 t 近くとなったものの、以降は減少し、2018年には3,204 t であった。

日本海海域におけるあかがれいは、その大部分が沖合底びき網または小型底びき網で漁獲されている他、少数であるが刺網でも漁獲されている。沖合底びき網漁業の漁獲量は、1981年の8,000t台をピークに大幅に減少し、1989年以降は1,000～2,000t、2004年以降は2,000～3,500t 程度の水準で推移している。

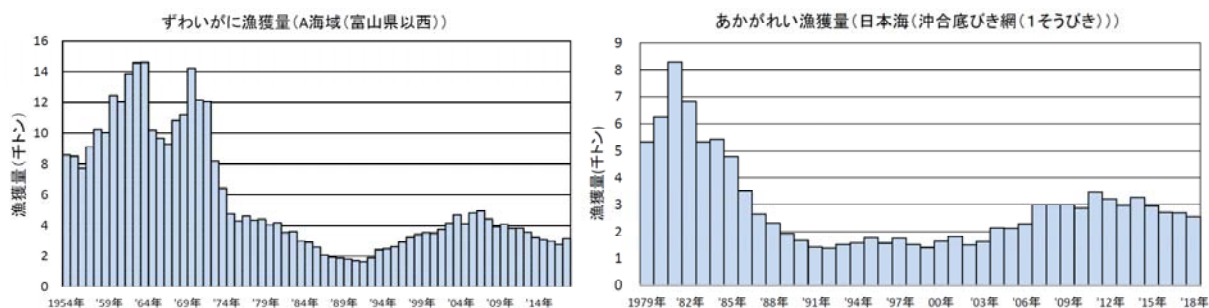


図.2 対象種の漁獲動向（左：ずわいがに、右：あかがれい）

資料：令和元年度ズワイガニ日本海系群A海域の資源評価、令和元年度アカガレイ日本海系群の資源評価

③課題と増殖の必要性

日本海西部におけるずわいがにの漁獲量は、近年減少傾向にあることから、更なる資源の回

復が求められている状況にある。また、あかがれいについても、より高位で安定した水準へ回復させる必要がある。

保護礁の設置については、これまで各府県によって実施されてきたところである。

資源回復をより効果的に促進し、安定供給を図るためには、沖合漁業の主要な漁場であり、あかがれい・ずわいがにの生息域となっている排他的経済水域で資源の回復措置を講ずる必要がある。

(2) 整備方針

我が国排他的経済水域において国が事業主体となり、保護育成礁の設置事業を実施する。その際、事業対象生物であるあかがれい・ずわいがにの移動及び分布状況、当該海域の自然環境や漁業実態等を踏まえ、広域的な視点で適地を選定する。

① 造成位置

詳細な造成位置を絞り込む前に大まかな範囲を増殖場の造成地区として検討する。造成地区はあかがれい・ずわいがにの分布状況、漁業の操業状況、将来的な利用可能性等を勘案して選定する。

② 造成規模

増殖場の造成規模は、あかがれいの分布状況やずわいがにの群れの大きさから決定する。ずわいがにの群れの大きさは、京都府立海洋センターの研究によると、およそ直径1,000～2,000m程度と報告されている。

また、ずわいがにの群れとしての移動と曳き網によってそれを捕らえる距離(2.0km程度)との関係や、群れの大きさや分布範囲、漁場の利用実態、地形等を踏まえた造成規模とする。

③ 造成位置

あかがれい・ずわいがには成長段階に応じて生息水深を変えることがわかっている。造成位置は、両種の生活史を考慮し、増殖対象とする成長段階を踏まえた上で、以下の観点に沿って

造成地区の中から絞り込む。

ア．保護対象とするあかがれい・ずわいがにの成長段階の生息水深

イ．増殖場造成に適した海底地形（平坦で傾斜の緩やかな位置）

ウ．底質

なお、あかがれい・ずわいがにの生息環境改善効果を併せて期待する場合は、餌料環境も位置決定の条件として考慮する。

ホ 整備対象漁場の現況

整備対象 漁場全般	許可隻数 沖合底びき網漁業（大臣許可漁業） (49隻)
--------------	-----------------------------------

	兵庫県	46隻
		(27隻)
	鳥取県	24隻
		(16隻)
	島根県	17隻
		(92隻)
	小計	87隻
	ずわいがに漁業（大臣許可漁業）	
		(1隻)
	鳥取県	1隻
		(8隻)
	島根県	8隻
		(9隻)
	小計	9隻
	小型機船底びき網漁業（知事許可漁業）	
		(47隻)
	島根県	41隻
		(148隻)
	合計	137隻
	※許可漁業の区分及び名称は令和2年12月1日の改正漁業法施行後のもの。	
	※隻数は令和2年1月1日現在。	
	※小型機船底びき網漁業許可の隻数は、あかがれい・ずわいがにを対象とする手繰第1種漁業（機船手繰網漁業）の数値である。	

(2) 変更後の工事に関する事項

イ 主要施設の種類、規模及び配置等
(漁場の施設等)

関係都道府県名	整備対象漁場名	所管	事業主体名		対象生物
兵庫県・鳥取県・島根県	但馬沖漁場	本土	国		あかがれい ずわいがに
計画施設等	計画工事種目	単位	計画数量	備考	
増殖場	第1保護育成礁	h a	400	北緯 35° 58' 30" 東経 134° 44' 00"	
	第2保護育成礁	h a	400	北緯 35° 53' 00" 東経 134° 26' 30"	
				北緯 35° 55' 00"	

	第3保護育成礁	h a	4 0 0	東経 134° 22' 00"
	第4保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 36° 02' 57" 東経 134° 34' 37"
	第5保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 35° 57' 00" 東経 134° 12' 00"

関係都道府県名	整備対象漁場名	所管	事業主体名		対象生物
兵庫県・鳥取県・島根県	赤碕沖漁場	本土	国		あかがれい ずわいがに
計画施設等	計画工事種目	単位	計画数量	備考	
増殖場	第1保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 35° 57' 00" 東経 134° 02' 30"	
	第2保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 35° 47' 30" 東経 133° 55' 00"	
	第3保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 35° 47' 30" 東経 133° 51' 00"	
	第4保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 35° 50' 30" 東経 133° 41' 00"	
	第5保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 36° 06' 00" 東経 133° 54' 30"	
	第6保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 36° 09' 00" 東経 133° 54' 00"	
	第7保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 36° 00' 12" 東経 133° 52' 12"	
	第8保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 35° 52' 00" 東経 133° 37' 00"	

関係都道府県名	整備対象漁場名	所管	事業主体名		対象生物
兵庫県・鳥取県・島根県	隠岐北方漁場	本土	国		あかがれい ずわいがに
計画施設等	計画工事種目	単位	計画数量	備考	
増殖場	第1保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 36° 40' 00" 東経 133° 24' 00"	
	第2保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 36° 45' 00" 東経 133° 19' 30"	
	第3保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 36° 51' 00" 東経 133° 11' 00"	
	第4保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 36° 54' 00" 東経 133° 05' 00"	

	第5保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 36° 38′ 00″ 東経 133° 14′ 30″
	第6保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 36° 45′ 00″ 東経 133° 13′ 00″
	第7保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 36° 24′ 00″ 東経 133° 45′ 00″
	第8保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 36° 27′ 42″ 東経 133° 38′ 36″
	第9保護育成礁	h a	1 0 0	北緯 36° 33′ 25″ 東経 133° 24′ 00″
	第10保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 36° 49′ 24″ 東経 133° 18′ 22″
	第11保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 36° 39′ 00″ 東経 132° 51′ 00″

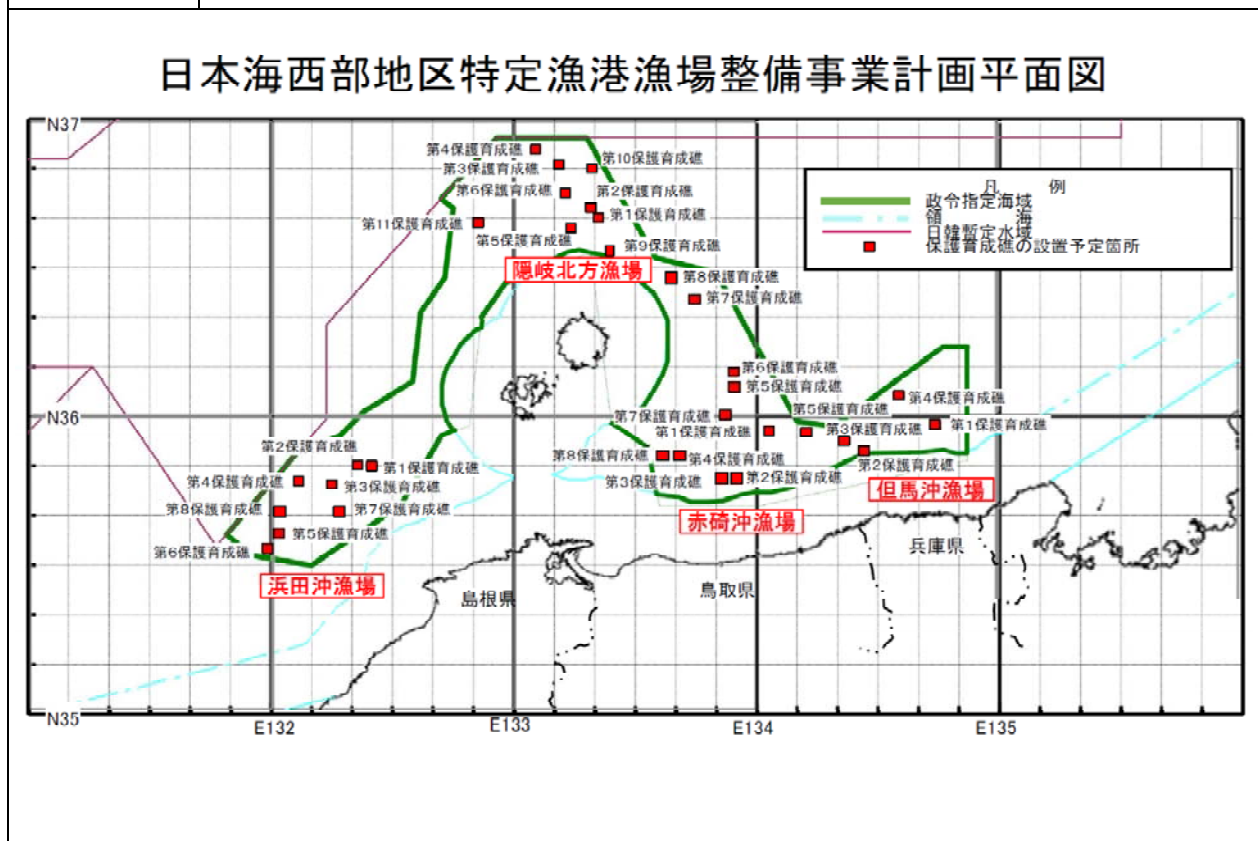
関係都道府県名	整備対象漁場名	所管	事業主体名		対象生物
兵庫県・鳥取県・島根県	浜田沖漁場	本土	国		あかがれい ずわいがに
計画施設等	計画工事種目	単位	計画数量	備考	
増殖場	第1保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 35° 50′ 00″ 東経 132° 25′ 00″	
	第2保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 35° 50′ 00″ 東経 132° 21′ 00″	
	第3保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 35° 46′ 00″ 東経 132° 15′ 00″	
	第4保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 35° 47′ 00″ 東経 132° 07′ 00″	
	第5保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 35° 36′ 30″ 東経 132° 02′ 00″	
	第6保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 35° 33′ 30″ 東経 131° 58′ 30″	
	第7保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 35° 41′ 11″ 東経 132° 16′ 51″	
	第8保護育成礁	h a	4 0 0	北緯 35° 41′ 00″ 東経 132° 02′ 00″	

ロ 工事の着手及び完了の予定時期

着手予定年度	平成19年度	完了予定年度	(平成33年度) 令和6年度
--------	--------	--------	-------------------

ハ 計画平面図

計画平面図



4 変更後の事業費に関する事項

（１）計画事業費

	変更前の事業計画	令和 年 月 第 2 回変更	注：公表時の年月を記載
計画事業費	13,700（百万円）	17,078（百万円）	

（２）都道府県の負担割合

計画事業費に対する兵庫県、鳥取県及び島根県の負担の割合は漁港漁場整備法施行令第3条第2項に定める割合を乗じたものとする。

なお、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」に基づく国の負担割合の引上率については別途考慮するものとする。

都道府県名	変更前の負担割合	変更後の負担割合
兵庫県	1000分の482	1000分の482
鳥取県	1000分の455	1000分の455
島根県	1000分の 63	1000分の 63

5 変更後の効果に関する事項

1 主要な水産施策別の事業効果	①資源管理型漁業・つくり育てる漁業への支援 あかがれい・ずわいがにについて、資源管理と連携し、沖合水域において事業を実施することにより資源を回復させ、生産量の増加を促進する。 ②自然環境の保全と創造 あかがれいの着底時期やずわいがにの生殖時期を保護する目的で施設を設置する場合、水深200m前後となる。このような沖合大水深域の海底環境は、生産を海洋表中層部からの沈降物に依存する環境である。また、底層の生物は日本海固有水の影響を強く受ける。こうした環境下に構造物を設置して底層の流れや水塊の動きに変化が生じることにより、デトリタスの集積や堆積が生じて生物の生産活動が活発になることが期待できる。 ③水産物流通の効率化 増殖場整備による水産資源の維持・増大による陸揚量の増加に対応するためには、市場流通の効率化が必要になると考えられ、その過程において、加工生産量の増大、販売力強化等の取り組みの促進が見込まれる。 ④都市との交流の促進 地域産物の安定供給と消費者への積極的な提供を進め、併せて地方公共団体が中心となり観光業との連携による観光客の増加等を推進するなど、地域振興に資する。 ⑤生産労働効率化・近代化・担い手支援 資源量の増大により生産量の増加が見込まれ、漁業経営の安定化が図られるとともに、地域における若年齢階層の新規就業意欲の向上につながる。
2 地域に与える影響	漁場整備による水産資源の維持・増大による陸揚量の増加に伴い、市場流通の高度化、加工生産量の増大、販売力強化等の取組の促進が見込まれるなど、地域経済の活性化が図られる。 また、観光産業との連携により、都市漁村交流の促進が促される。特にずわいがにには、計画対象地域の特産品として全国的に認知されており、生産量の増大は観光客の誘引に大きな効果が期待できる。 計画対象地域においては、ずわいがにを主要品目として扱う流通業者、加工業者、旅館・民宿等の宿泊施設、飲食業者等が多く所在しており、これら関連産業への経済波及効果は極めて大きい。こうした効果は、関連産業に従事する就業者の所得向上にもつながり、地域における雇用の創出も期待できる。
3 費用対効果分析結果	

社会的割引率	4%	投資期間	平成19年～令和6年
現在価値化の基準年度	令和元年	施設の耐用年数	30年
貨幣化による分析結果			
貨幣化した効果項目	漁獲可能資源の維持・培養効果 漁業外産業への効果		
総便益額B	(22, 238) 72, 313百万円		
総費用額C	(14, 225) 19, 489百万円		
費用便益比率(B／C)	(1. 56) 3. 71		
参考	(8, 013)		
	純現在価値：(B－C) 52, 824百万円		
	(7. 42) 内部収益率：(I R R) 21. 71%		
4 事業の定量的・定性的効果（貨幣化が困難な効果）			
・水産資源の維持・増大に伴う漁業経営の安定化			
・新規参入意欲の向上と乗組員等の担い手の確保			
・水産関連資材を扱う関連産業への経済波及効果			
・ずわいがに等の水産資源を核とした交流人口の増大とそれによる経済波及効果			

6 変更後の環境との調和に関する事項

環境との調和に関する事項
①当該地区周辺の自然環境の現状 施設整備が計画されている水深帯は、光も届かないことから基礎生産はほとんど行われていない。栄養の供給は海洋の表中層部から沈降してくる有機物に依存するしかなく、それらが集積する場所が生物活動の拠点となっている。すなわち、計画水深帯においては、餌料環境が生物の生息条件として重要な位置を占める。沈降した有機物の集積は、底層の日本海固有水の緩やかな流れに規定されと考えられ、生物の生息域も局所的な日本海固有水の動きに影響を受けると考えられる。 ②当該事業が及ぼす周辺環境への影響の程度 複雑な礁構造による底層流の乱れで、施設周辺への有機物の集積や堆積が生じ、餌料環境を始めとする生物の生息環境の改善が期待される。あかがい・ずわいがにの対象種以外にも、大水深域における多様な生物の生息場所が確保される。 ③環境との調和に関して、当該事業で実施する具体的な内容 生物の生息環境の改善に資する礁体、構造、配置について検討し、施設整備を行う。

7 変更後の他の水産業に関する施設との関係に関する事項

施設名	施設規模・内容	本事業との関係	備考
兵庫県 浜坂漁港		あかがれい・ずわいが に陸揚漁港	
関連道	関連道 L=1,281m		H10年-H19年
外郭施設	東航路護岸改良 L=105m		H19年-H25年
	防砂堤 L= 60m		〃
	防砂柵（東防波堤） L=100m		〃
水域施設	航路浚渫 A=12,500m ²		〃
漁港環境施設	駐車場・休憩所 1式		〃
漁業集落道	舗装新設 L=250m		〃
防災安全施設	土砂崩壊防止施設 L= 30m		〃
兵庫沖合地区 増殖場	保護礁 1,200ha	冷水性かれい・ずわいがにを 対象とした保護礁	H17年-H28年
但馬沖地区 増殖場	保護礁 100ha	冷水性かれい・ずわいがにを 対象とした保護礁	H29年-R3年
香住漁港		あかがれい・ずわいが に陸揚漁港	
水域施設	防砂堤 L=110m		H24年-H28年
	西港航路 A=18,000m ²		〃
	サンドポケット A=22,000m ²		〃
係留施設	-2.5m物揚場（耐震化） L=155m		〃
	-4.0m岸壁（耐震化） L=262m		〃
輸送施設	臨港道路（液状化対策） A=600m ²		〃
外郭施設	砂止堤 4基		H21年-H27年
	導流堤 1基		〃
水域施設	航路浚渫 A=1,800m ²		〃
輸送施設	舗装改良 L=400m		〃
漁港環境施設	防砂柵 L= 30m		〃
防災安全施設	落石防護柵 L= 30m		〃
鳥取県 境漁港		あかがれい・ずわいが に陸揚漁港	
水域施設	-3.0m泊地 A=9,000m ² 、V=8,000m ³		H14年-H23年
係留施設	-3.0m岸壁 L=360m		〃
	岸壁(改良)(防風防暑施設) L=320m		〃
	岸壁(改良)(岸壁舗装・排水溝) A=2,720m ²		〃
	岸壁(改良)(矢板) L=320m		〃

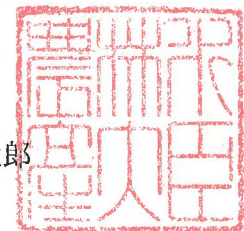
輸送施設 漁港浄化施設 係留施設 輸送施設 漁港施設用地 漁港浄化施設 漁獲物処理施設	臨港道路	L=500m		〃
	臨港道路(改良)	L= 50m		〃
	漁港浄化施設(潮通し工)	1箇所		〃
	-6.0m岸壁(新設)栈橋式	L=313m		H26年-R5年
	-6.0m岸壁(改良)2号耐震化	L=157m		〃
	-6.0m岸壁(改良)5~7号増深	L=245m		〃
	道路	L=700m		〃
	用地(人工地盤)駐車場	A=12,090m ²		〃
	清浄冷海水取水施設	1式		〃
	荷さばき所1~6号	1式		〃
網代漁港 外郭施設 係留施設 輸送施設	第4防波堤	L= 30m	あかがれい・ずわいが に陸揚漁港	H14年-H21年
	第3防波堤(改良)	L=150m		〃
	第1防波堤及び北防波堤(改良)	L=290m		〃
	導流堤(改良)	2箇所		〃
	船揚場(1)(改良)	L=130m		〃
	船揚場(2)(補修)	L= 60m		〃
	物揚場(改良)	L=250m		〃
	護岸(補修)	L= 90m		〃
	臨港道路	L=315m		〃
島根県 浜田漁港 外郭施設 水域施設 係留施設	馬島防波堤	L=150m	あかがれい・ずわいが に陸揚漁港	H14年-H18年
	瀬戸ヶ島北防波堤	L=160m		〃
	瀬戸ヶ島西防波堤	L=250m		〃
	瀬戸ヶ島北護岸	L=260m		〃
	松原防波堤	L=100m		〃
	西内防波堤(改良)	L=30m		H28年-R7年
	-5.0m泊地(瀬戸ヶ島)A=606m ² , V=1,603m ³			H14年-H18年
	-1.5m航路(航路護岸)(補修)(瀬戸ヶ島)	L=315m		〃
	-5.0m岸壁(瀬戸ヶ島)	L=150m		〃
	-5.0m岸壁(笠柄)	L=157m		〃
	-6.0m岸壁(補修)(笠柄)	L=520m		〃
	-5.0m岸壁(補修)(原井)	L=230m		〃
	-4.0m岸壁(補修)(原井)	L=380m		〃
	-2.5m物揚場(補修)(原井)	L=147m		〃
	-4.0m岸壁(補修)(元浜)	L=250m		〃
	-6.0m岸壁(改良)(耐震化)	L=300m		H28年-R7年
	-5.0m岸壁(改良)(耐震化)	L=230m		〃

輸送施設 漁港施設用地 漁港浄化施設 フォークリフト 衛生管理容器 漁獲物処理施設	道路(瀬戸ヶ島)	L=904m		H14年-H18年
	道路(笠柄)	L= 30m		〃
	浜田マリン大橋 (耐震補強)	1式		H28年-R7年
	漁港施設用地(瀬戸ヶ島)	A=36,110m ²		H14年-H18年
	漁港施設用地(用地護岸)(瀬戸ヶ島)	L=114m		〃
	漁港浄化施設(改良)	1式		〃
	漁港浄化施設 (改良)	1式		H28年-R7年
	フォークリフト	3台(最大荷重2,000kg)		H19年
恵曇漁港 外郭施設 水域施設 輸送施設	計量タンク	50個(容量1,000L)	あかがれい・ずわいが に陸揚漁港	強い水産業づく り交付金(経営構造改善目標)
	荷さばき所 (高度衛生管理型)	1式		H28年-R7年
	北沖防波堤(改良)	L=210m		H14年-H28年
	南沖防波堤	L=120m		〃
	中島防波堤(片匂)	L=58.6m		〃
	中島防波堤(片匂)(改良)	L= 30m		〃
	北沖防波堤(補修)	L=210m		H31年-R6年
	-2m泊地(片匂)	A=480m ² 、V=1,600m ³		H14年-H28年
	道路	L=392.1m		〃

2 水港第 1 8 6 6 号
令和 2 年 1 1 月 3 0 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会
会長 田中 栄次 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎



農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画変更書（案）に関する意見聴取
について

漁港漁場整備法（昭和 2 5 年法律第 1 3 7 号）第 1 9 条第 4 項の規定に基づき、下記地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同法第 1 9 条第 5 項において準用する同法第 1 9 条第 2 項の規定に基づき、別添の「特定漁港漁場整備事業計画変更書（案）」について貴委員会の意見を求める。

記

日本海西部地区

(案)

資料 3－6

2 日委第 号
令和 2 年 月 日

農林水産大臣 野上 浩太郎 殿

日本海・九州西広域漁業調整委員会
会長 田中 栄次

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画変更書(案)に関する
意見聴取への回答について

令和 2 年 11 月 30 日付け 2 水港第 1866 号をもって意見聴取のあった下記地区に係る「農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画変更書(案)」については、当委員会として異存はない。

記

日本海西部地区